

旭川医科大学病院病院機能モニター委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月27日病院長裁定)

旭川医科大学病院病院機能モニター委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院病院機能モニター委員会要項（平成16年7月14日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 診療科の科長又は副科長のうちから 若干人</p> <p>(2) 中央診療施設等の部長若しくはセンター長又は副部長若しくは副センター長のうちから 若干人</p> <p>(3) <u>事務局次長</u>、課長又は課長補佐のうちから 若干人</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項に掲げる委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 診療科の科長又は副科長のうちから 若干人</p> <p>(2) 中央診療施設等の部長若しくはセンター長又は副部長若しくは副センター長のうちから 若干人</p> <p>(3) <u>事務局企画調整役(総務・教務担当)</u>、<u>事務局次長(病院担当)</u>、課長又は課長補佐のうちから 若干人</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項に掲げる委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>